

別表1の2（第3条の2、第5条関係）

1 中小法人等向け給付金

給付対象者	給付金の額及び限度額	書類
<p>別表1の1中小法人等向け給付金の「給付対象者」欄の第2号に該当する法人であって、次の各号のいずれかに該当するもののうち、今後も事業を継続する意思があるもの。</p> <p>(1) 2020年1月から3月までの間に設立し、2020年3月以前から南国市内に事業所等を置く法人であって、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の法人を設立した日の属する月から3月までの月平均（法人を設立した日の属する月も、操業日数に関わらず、1箇月とみなす。）の事業収入に比べて2020年4月から申請を行う日の属する月の前月までの間のいずれかの連続する3箇月（以下「算定期間」という。）の月平均事業収入が20%以上減少していること</p> <p>(2) 2019年1月から12月までの間に設立し、2019年12月以前から南国市内に事業所等を置く法人であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、かつ、2020年1月から3月までの間に事業により事業収入を得ており、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年1月から3月までの月平均事業収入に比べて算定期間の月平均事業収入が20%以上減少していること</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1の1中小法人等向け給付金の「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> $A \div M \times 6 - B \times 6$ <p>A：2020年1月から3月までの間の事業収入の合計 M：「給付対象者」欄の第1号に該当する場合にあつては法人を設立した日の属する月から2020年3月までの間の設立後月数（法人を設立した日の属する月は、操業日数に関わらず、1箇月とみなす。）とし、同欄の第2号に該当する場合にあつては3とする。 B：算定期間のうち申請者が任意に選択した月の月間事業収入（当該収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の額を控除することができる。）</p>	<p>(1) 南国市持続化支援給付金に係る収入等申立書（2020年の法人を設立した日の属する月から算定期間の終了月までの間の事業収入が記載されていること。）</p> <p>(2) 2020年1月から算定期間の終了月までの月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の当該期間の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類）</p> <p>(3) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(4) 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が、給付対象者の欄の第1号に該当する場合にあつては2020年1月1日から3月31日の間で、同欄の第2号に該当する場合にあつては2019年1月1日から12月31日までの間であること。）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>

2 個人事業者向け給付金

給付対象者	給付金の額及び限度額	書類
<p>次の各号のいずれかに該当するもののうち、今後も事業を継続する意思があるもの。</p> <p>(1) 2020年1月から3月までの間に開業し、2020年3月以前から、南国市内に事業所等を置く者（事業所等を置かない形態で事業を営んでいる場合は、同日以前から南国市に住所を有し、現に居住している者）であつて、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の開業日の属する月から</p>	<p>次の算式により算定される額。ただし、別表1の2個人事業者向け給付金の「給付金の限度額」欄に掲げる額を限度とする。</p> $A \div M \times 6 - B \times 6$ <p>A：2020年1月から3月までの間の事業収入の合計</p>	<p>(1) 南国市持続化支援給付金に係る収入等申立書（2020年の開業した日の属する月から算定期間の終了月までの間の事業収入が記載されていること。）</p> <p>(2) 2020年1月から算定期間の終了月までの月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類）</p>

<p>3月までの月平均（開業した日の属する月も、操業日数に関わらず、1箇月とみなす。）の事業収入に比べて、算定期間の月平均事業収入が20%以上減少していること</p> <p>(2) 2019年1月から12月までの間に開業し、2019年12月以前から、南国市内に事業所等を置く場合（事業所等を置かない形態で事業を営んでいる場合は、同日以前から南国市に住所を有し、現に居住している場合）で、かつ、当該期間に事業収入を得ていない場合で、2020年1月から3月までの間に事業収入を得ており、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年1月から3月までの月平均事業収入に比べて、算定期間の月平均事業収入が20%以上減少していること</p>	<p>M：「給付対象者」欄の第1号に該当する場合にあっては開業日の属する月から2020年3月までの間の開業後月数（開業日の属する月は、操業日数に関わらず、1箇月とみなす。）とし、同欄の第2号に該当する場合にあっては3とする。</p> <p>B：算定期間のうち申請者が任意に選択した月の月間事業収入（当該収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の額を控除することができる。）</p>	<p>(3) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(4) 本人確認書類の写し</p> <p>(5) 次のいずれかの書類。ただし、ア及びイについては税務署等の受付印が押印されているものに、ウについてはア又はイの書類がない場合に限る。</p> <p>ア 個人事業の開業・廃業等届出書（開業日が、給付対象者の欄の第1号に該当する場合にあっては2020年1月1日から3月31日までの間で、同欄の第2号に該当する場合にあっては2019年1月1日から12月31日までの間であること。）</p> <p>イ 事業開始等申告書（開始年月日が、給付対象者の欄の第1号に該当する場合にあっては2020年1月1日から3月31日までの間で、同欄の第2号に該当する場合にあっては2019年1月1日から12月31日までの間であること。）</p> <p>ウ 開業日、所在地、代表者、業種の記載がある書類（開業日が、給付対象者の欄の第1号に該当する場合にあっては2020年1月1日から3月31日までの間で、同欄の第2号に該当する場合にあっては2019年1月1日から12月31日までの間であること。）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
---	---	---